相続ルール改正でアドバイスはどう変わるか

相続ルールの変更点について改正民法を中心に解説していく。

P16−33解説
大和総研　研究員
小林章子

改正 ❶ 配偶者の居住権の創設

相続で持ち家の所有権が他の人にわたっても、配偶者がそのまま住み続けられる権利が創設された

▶ 詳細は 16 ページ

改正 ❷ 自筆証書遺言の保管制度創設

自筆証書遺言の原本を法務局に保管できるようになった。紛失や破棄、方式違反のおそれがなくなる

▶ 詳細は 18 ページ

改正 ❸ 自筆証書遺言の方式緩和

財産目録が自書以外でも認められるようになった。自筆証書遺言作成のハードルが下がる

▶ 詳細は 20 ページ

改正 ❹ 夫婦間での居住用財産の贈与

婚姻期間20年以上の夫婦間で行われた自宅の贈与は、原則として遺産分割の計算から外される

▶ 詳細は 21 ページ

改正 ❺ 特別寄与料制度

「息子の嫁」など相続人ではない親族でも、介護等の貢献度合いに応じて金銭の請求が可能に

▶ 詳細は 22 ページ

改正 ❻ 預貯金の仮払い制度の創設等

遺産分割前であっても、相続人単独で預貯金の払出し請求を行えるような制度を創設

▶ 詳細は 24 ページ

改正 ❼ 一部分割

遺産の一部のみを分割する方法が明文化された。分けにくい財産が“放置”される懸念も

▶ 詳細は 25 ページ

改正 ❽ 遺贈の担保責任等

遺贈する際は「相続開始時の状態」で財産を引き渡せばよいことに。遺贈義務者の責任が軽減される

▶ 詳細は 26 ページ

改正 ❾ 遺言執行者の権限の明確化等

遺言執行者の権限が明確に規定され、執行しやすくなるが、財産の管理責任が問われる可能性も

▶ 詳細は 27 ページ

改正 ❿ 遺産分割前に処分された財産の扱い

「相続開始後、遺産分割前」に１人の相続人が使い込んだ財産についても、遺産分割の対象に

▶ 詳細は 28 ページ

改正 ⓫ 遺留分減殺請求の見直し

これまで「現物の返還」が原則だった遺留分の請求が、「金銭の支払い請求」に一本化される

▶ 詳細は 29 ページ

改正 ⓬ 遺留分の算定方法の見直し

遺留分の計算に含まれる贈与が「相続開始前10年間の贈与」「特別受益にあたる贈与」に限定される

▶ 詳細は 30 ページ

改正 ⓭ 権利／義務の承継に関する見直し

法定相続分を超えて財産を取得したとき、その権利を主張するには登記等の対抗要件が必要になる

▶ 詳細は 31 ページ

改正 ⓮ 相続預金の取扱いに関する判例変更

一定の預貯金は、遺産分割の対象になる。遺産分割前の預貯金の払戻し制度の利用が必要に

▶ 詳細は 32 ページ

改正 ⓯ 法定相続情報証明制度

相続税の申告や預貯金の払戻しなどの手続き時に戸籍謄本の原本を提出する必要がなくなる

▶ 詳細は 33 ページ

相続ルール改正で アドバイスはどう変わるか

① 配偶者の居住権の創設

Ⅰ 改正の概要

夫婦どちらか一方の持ち家に住んでいる配偶者について、「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の2つの権利が創設された（図表1）。相続によって家の所有権が他の相続人や第三者に渡った場合でも、そのまま住み続けられる権利である。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

(a)配偶者短期居住権

被相続人（相続される人）が死亡して相続が発生すると、遺言がない限り、遺産は共同相続人の共有になる。そのため、被相続人の持ち家に住んでいる配偶者は、相続開始後、住み続けることができなくなるケースがある。例えば、住んでいる家が、遺言により子の1人に相続された場合には、所有者になった子が住むことを認めてくれなければ、配偶者は住み続けることができなくなる。相続が発生するとたちまち住む場所を追われかねないため、このような配偶者が住み続けられるよう、保護する必要性が高まっていた。

(b)配偶者居住権

被相続人の持ち家に住んでいる配偶者は、相続開始後もそのままその家に住み続けることを望んでいる場合が多い。その家そのもの（所有権）を配偶者に相続させることでも実現できるが、他にも相続人がいる場合は、その人の相続分にも配慮する必要が生じる。また、一般的に不動産の評価額は高額となるため、それのみで配偶者の相続分の大半を占めてしまい、預貯金など他の遺産を相続する余地がなくなってしまうことがある。

Ⅲ 改正内容

(a)配偶者短期居住権

被相続人の持ち家に住んでいるその配偶者は、少なくとも相続開始から6ヵ月間、そのまま無償で住み続けられることになった。遺言や遺産分割で、家を配偶者以外の相続人が相続することになったとしても、配偶者はとりあえず、居住を確保しつつ、新しい住みかを探すことができる。また、この権利は遺産分割でも考慮されないため、相続分が減ってしまう心配もない。

(b)配偶者居住権

被相続人の持ち家に住んでいるその配偶者が、原則として亡くなるまでの間、そのまま無償で住み続けられる権利である。遺言や遺産分割で、家そのもの（所有権）は子など他の相続人に相続させ、配偶者には配偶者居住権を相続させる必要がある。

この権利は遺産分割で配偶者の利益（特別受益）として考慮されるため、相続分が減ってしまうことは避けられない。

しかし、所有権のように家の売却などはできず、利用するだけの権利であるため、所有権と比べて評価額は低くなり、その分、預貯金など他の遺産を取得しやすくなる（図表2）。

いずれも、2020年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

(a)配偶者短期居住権

配偶者短期居住権はこれまでの取扱いを基礎とするもので、実務上大きな影響はない。

(b)配偶者居住権

配偶者居住権は、例えば「配偶者にそのまま自宅に住み続けてもらい、生活資金もできるだけ残したい」というような相談者に対する一つのアドバイスになるだろう。遺産分割で相続させることも可能だが、確実性からあらかじめ遺贈しておくのが望ましい。その際には自筆証書遺言が利用しやすくなったこと（項目②、③）も説明するのが有益だろう。

また、配偶者居住権を登記しないままだと、仮に家を相続した子が売却してしまった場合、買主に対して居住権を主張できなくなる。必ず登記をするようアドバイスしたい。

配偶者居住権については、その財産的価値をどう評価するべきかが現在検討されている。遺産分割での評価方法については、改正の検討過程で、賃料ベースや固定資産税ベースの案が示されたものの、確定していない。

相続税での評価方法については今後検討される予定である。所有権の相続や信託の利用に加えて配偶者居住権が有力な選択肢になるかは、税制上のメリットがあるかどうかが大きく、節税策としての利用も注目されている。今後、通達等の改正の動きを注視しておく必要があるだろう。

図表1 配偶者短期居住権と配偶者居住権の比較

	(a) 配偶者短期居住権	(b) 配偶者居住権
権利の範囲	持ち家のうち無償居住の部分のみ	持ち家全体
存続期間	相続開始から最短6ヵ月間	原則として配偶者が亡くなるまで
共有建物の場合	居住権成立	配偶者以外との共有の場合不成立
権利の内容	居住のみ	居住に加えて収益（賃貸等）も可
相続させる手続	特別な手続は不要	遺贈または遺産分割が必要
譲渡の可否	不可	不可
登記の可否	登記不可	登記可（配偶者から請求できる）
遺産分割時の扱い	考慮されない	考慮される
配偶者の死亡時	権利が消滅する（相続されない）	権利が消滅する（相続されない）

（出所）大和総研作成

図表2 配偶者居住権の利用例

✓ 男性Xは、相続に備えて遺言書を作成しようと考えている。
✓ 相続人は妻（同居）と子1人、相続財産は家（6,000万円）と預貯金6,000万円。
✓ 配偶者居住権の評価額3,000万円。
✓ 妻をそのまま家に住まわせ、かつ法定相続分どおり（各2分の1）相続させたい。

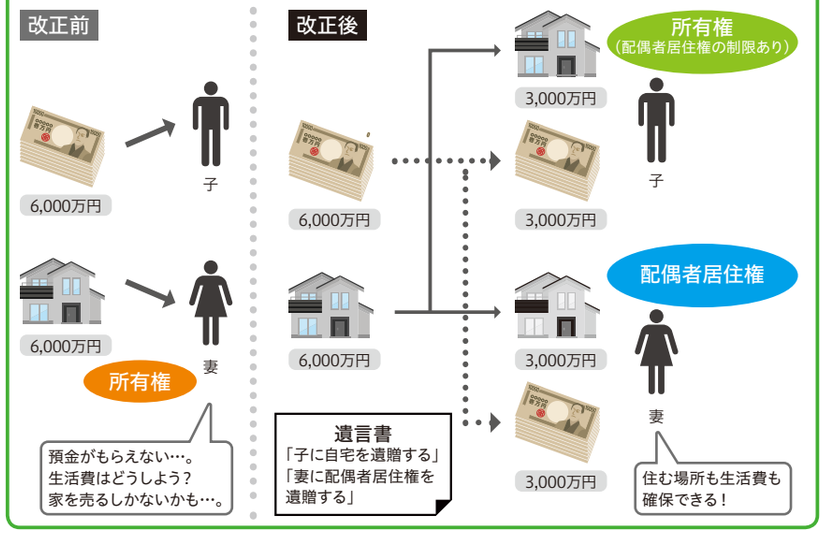

（出所）大和総研作成

相続ルール改正で アドバイスはどう変わるか

② 自筆証書遺言の保管制度創設

Ⅰ 改正の概要

自筆証書遺言の遺言書（原本）について、法務局に保管できる制度が創設される。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

自筆証書遺言は、公証役場に保管される公正証書遺言と異なり、遺言書の保管場所に決まりはない。一般的には遺言者本人の自宅に保管されていることが多いといわれている。これには、遺言書の存在やその内容を秘密にできるなどのメリットがある。

その反面、デメリットもある。例えば、相続開始後にいざ遺言書を開いたところ、遺言書の署名押印がないなどの方式の不備が見つかった場合や、遺言書を保管していた自宅に相続人の1人が同居していたところ、遺言書の内容がその相続人に極端に有利であったなど、偽造を疑わせるような状況がある場合には、遺言書の有効性を巡って争いとなる。他にも、遺言書が見つからないまま遺産分割がされてしまったなど、遺言書をめぐって後日のトラブルが起こりやすい。

Ⅲ 改正内容

自筆証書遺言（原本）を法務局に保管する制度を創設することとされた。この制度の手続の流れは、次のようなものとなる（**図表1**）。

①遺言者はまず自筆証書遺言を作成する。

②法務局（住所地・本籍地等に限る）に自筆証書遺言（原本）を持参し、保管申請をする。この申請は必ず遺言者本人がする必要があり、代理人による申請はできない。

さらに、自筆証書遺言は本来、様式や封印の有無は自由だが、この制度では「法務省令で定める様式」で作成した「無封」の遺言書でなければならない。

③法務局では遺言者の本人確認と遺言書の形式審査をする。ここで日付や署名・押印などの方式がチェックされる。

④法務局で原本が保管されるとともに、遺言書の画像情報が法務局間で共有される。なお、遺言者はいつでも保管をやめる手続ができる。

⑤遺言者が死亡して相続が開始すると、⑥遺言者の相続人や受遺者、遺言執行者などは、法務局に対して、Ⓐ遺言書情報証明書（遺言書の写し）またはⒷ遺言書保管事実証明書の交付や、Ⓒ遺言書の閲覧を請求できる。これらで遺言書の存在や内容を確認して相続手続をすることができる。

⑦相続人等の1人がⒶまたはⒸの請求をした場合、法務局から他の相続人・受遺者・遺言執行者に対して、遺言書を保管していることが通知される。この通知により、遺言書の利害関係者に対しても、遺言書があることが明らかになる仕組みになっている。

また、この制度を利用した場合、相続開始後の家庭裁判所での検認手続（遺言書の状態の確認手続）が不要になる。相続人は遺言書に基づいて、すぐに遺産分割手続に入ることができるようになる。

この制度は、2020年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行される。

なお、相続人等が遺言書の存在を知る方法について、この制度では保管申請の際の控えか、Ⓑの請求によることが想定されている。なお、戸籍と登記簿の連携システムの導入が現在検討されており、本制度もこれに合わせ、遺言者の死亡届が提出されれば自動的に法務局から相続人等に通知が行われることが検討されている。さらに利便性が向上することが期待される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

保管制度を利用するメリットとして、法務局で遺言書原本が保管されるため紛失や破棄のおそれがないこと、保管申請の際に形式審査がされるため方式違反のおそれがないこと、家庭裁判所での検認手続が不要となるため遺言書に基づいてすぐに遺産分割手続に入ることができること、などが挙げられるだろう。

自筆証書遺言に関しては、この制度のほか、方式緩和（次ページ）も導入された。方式緩和を利用した遺言書、保管制度を利用した遺言書、両方を利用した遺言書の3種類が、新たな選択肢として加わることになる。

作成のコストや手間、公正証書遺言との異同も踏まえて、相談者のニーズにあった方式をアドバイスすることが求められる。

図表1 保管制度の手続の流れ（イメージ図）

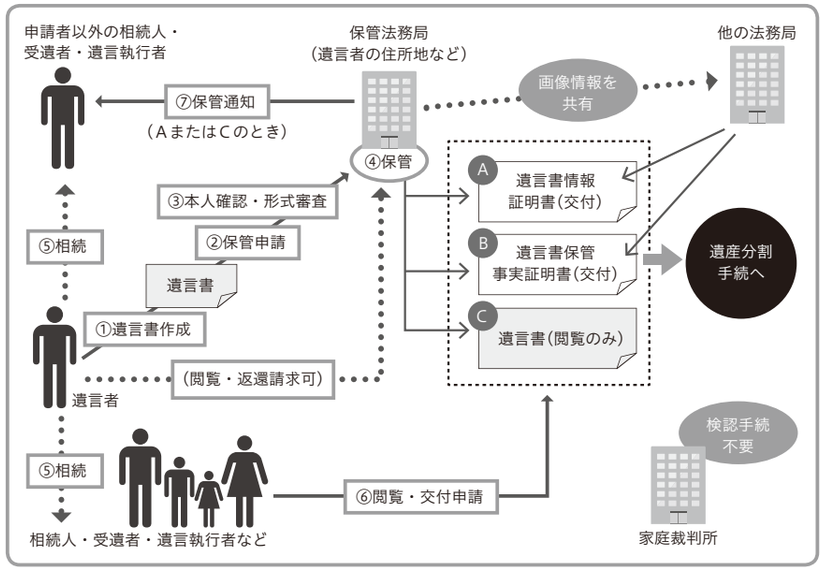

（出所）大和総研作成

図表2 交付請求できる書面

種類	内容	記載事項	請求先	請求方法
遺言書情報証明書	遺言書の内容や保管情報などを証明する書面	①遺言書の画像情報 ②遺言書の作成年月日 ③遺言者の氏名、出生年月日、住所・本籍（外国人は国籍） ④受遺者・遺言執行者の氏名・名称、住所 ⑤遺言書の保管開始年月日 ⑥遺言書保管所の名称および保管番号	法務大臣の指定する法務局 ※保管法務局（遺言書を実際に保管している法務局）以外にも請求できる	請求書＋添付書類を提出 ※手数料がかかる
遺言書保管事実証明書	遺言書の保管の有無、保管情報などを証明する書面	①遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無 ②遺言書の作成年月日 ③遺言書保管所の名称および保管番号 ※遺言書の内容は記載されない		

（出所）大和総研作成

③ 自筆証書遺言の方式緩和

Ⅰ 改正の概要

自筆証書遺言の財産目録を別紙として添付する場合、自書以外の方法でも作成できる。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

遺言書には、本文とは別に、財産を一覧にした「財産目録」を別紙添付することが多いと思われる。

自筆証書遺言は公証役場を利用する必要もなく、一番簡単に作成できる遺言書であるが、財産目録を含めて全文を遺言者本人が自書することが求められる。

例えば、不動産の場合、地番や地目などの登記に記載されている項目を財産目録に書くことになるが、高齢者にとってはこの自書の負担が大きく、利用を妨げていると指摘されてきた。また、登記の転記ミスなどが生じてしまう問題もあった。

Ⅲ 改正内容

別紙として添付する場合に限って、財産目録を自書で作成する必要がなくなった。代わりの作成方法としては、自書と同様の内容をパソコンで作成する方法（**図表** 例①・④）、登記自体をそのまま添付する方法（例②）、預金通帳のコピーを添付する方法（例③）などが挙げられている。いずれも、真正なものであることを担保するため、別紙のすべてのページ（両面に記載している場合には両面とも）に遺言者本人の署名と押印が必要とされている。

また、記載内容を後から訂正する場合などは、本文と同様、その部分は自書で訂正したうえで署名と押印が必要になる。

2019年1月13日から施行され、施行日後の遺言から適用される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

財産目録の作成が簡単になり自筆証書遺言のハードルが下がったことから、今後利用が増えることが期待される。アドバイスの際には作成が簡単になったことを説明することで、遺言書の作成に繋げられるだろう。

なお、この方式緩和はあくまでも選択肢の一つであり、改正後も全文を自書する方法でも作成できることを補足しておく必要がある。

自筆証書遺言の保管制度（項目②）とあわせて、相談者のニーズを実現できるようなアドバイスが求められる。

図表 方式緩和の具体例

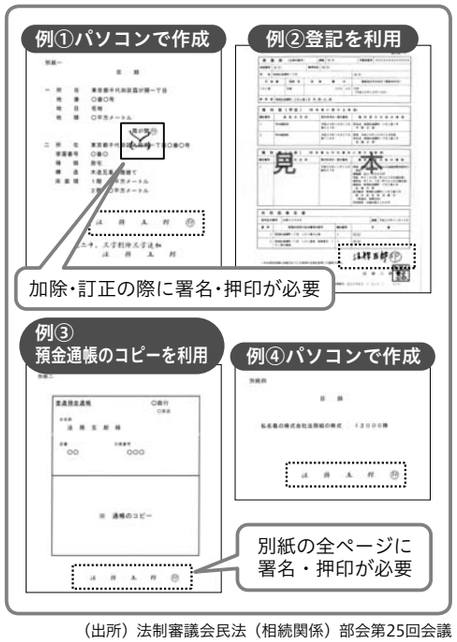

（出所）法制審議会民法（相続関係）部会第25回会議（平成29年12月19日）参考資料を基に大和総研作成

④ 夫婦間での居住用財産の贈与

Ⅰ 改正の概要

結婚後20年以上の夫婦の一方が死亡した場合、両者の間での自宅の遺贈や生前贈与は、「原則として遺産分割の計算の対象外」とする。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

相続人の中に、被相続人から遺贈や生前贈与などで特別な利益（特別受益）を得ている相続人がいる場合、相続人間の公平をはかるために、遺産分割においてはその特別受益分をいったん遺産に引き戻して、相続分を計算するのが原則である（特別受益の持戻し）。

ただし、遺言書などで、持戻しを免除する被相続人の意思表示が認められる場合は、例外的に引き戻さずに計算される。

つまり、原則、遺産分割の計算の「対象」となる。

例えば、夫婦で住んでいた夫名義の家が、亡き夫から妻に遺贈されたものの、持戻しを免除するという亡き夫の意思表示が認められない場合には、遺産分割においてその家（財産評価額）を特別受益として、いったん遺産に引き戻して計算する必要がある。

すると、妻は家の評価額の分、相続分から差し引かれることになるため、他の遺産の取り分が少なくなる。

Ⅲ 改正内容

結婚後20年以上の夫婦の間での自宅（家または敷地）の遺贈や生前贈与は、原則、遺産分割の計算の「対象外」とされることになった。

つまり、一定の婚姻期間がある配偶者の間での住むための不動産の贈与、というケースに限定して、改正前の原則と例外を逆転させ、配偶者を保護することとしている。

このように、長年連れ添った配偶者については、より手厚く保護するのが、被相続人の通常の意思にもかなうといえるためである。

2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行され、施行日以後の贈与等から適用される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

アドバイスにあたっては、結婚後20年に満たない時点で遺贈や生前贈与をした場合、婚姻期間を満たさず、この改正が適用されないことに留意が必要である。婚姻期間を正確に把握することが重要だろう。

また、この規定は持戻し免除の意思表示があったと「推定」する建付けになっている。つまり、遺言や他の事情からそのような意思表示がないものとされれば（推定が破られれば）、やはり遺産に引き戻して計算されることになる。

したがって、持戻し免除の意思表示があるかどうかが争われ得るのは、改正後も同じであり、被相続人自身の意思を遺言書などで明確にしておくことは、なお有益と思われる。

なお、この規定は自宅の「所有権」だけでなく、「配偶者居住権」（項目①）が遺贈された場合にも適用される。

配偶者居住権を遺贈する遺言書を作成する場合には、同じ遺言書の中で、持戻しについても記載しておくべきだろう。

⑤ 特別寄与料制度

Ⅰ 改正の概要

被相続人の相続人でない親族が、無償で被相続人の介護などをした場合、「特別寄与料」の支払いを請求できる制度が創設される。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

現行では、相続人が被相続人の介護などをした結果、被相続人の財産が維持・増加したという貢献が認められれば、相続開始後の遺産分割において、その貢献を「寄与分」として財産的に評価したうえで相続分に上乗せできる制度がある（寄与分制度）。

この制度が適用されるのは、被相続人の「相続人」とされている。そのため、相続人でない者、例えば被相続人の息子の妻などが介護をしても、この寄与分の上乗せを受けることはできない。息子（夫）の相続分に上乗せすることで報いるケースもあるが、息子（夫）が先に亡くなっている場合などは、この方法をとることもできない。

結局、被相続人の遺言がなければ、貢献に対して金銭的に報われるのは難しくなり、相続人の場合と比べて不公平でないかという問題があった。

Ⅲ 改正内容

相続人以外の者のうち一定の範囲に限って、貢献に対して金銭的に報いられることになった。

すなわち、被相続人の親族で、相続人でない者（特別寄与者）が、無償で介護などの労務提供をして被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合、相続開始後、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できることとされた（**図表1**）。

請求できる者は、相続人を除く被相続人の「親族」であるから、6親等内の血族・3親等内の姻族まで広く含まれる。実際に考えられるのは、被相続人の子の配偶者、甥・姪、配偶者の連れ子などであろう。

なお、被相続人の内縁の配偶者や、その連れ子などは、親族に含まれないため、この制度を利用することができない。

貢献の内容は「無償での労務提供」に限定されており、寄与分制度と異なり、金銭出資などの「財産上の給付」は貢献として認められない。労務提供の内容としては、被相続人の療養看護（介護）が明文上挙げられているが、それに限られない。例えば、被相続人の家業を手伝ったり、資産を管理したりする場合も含まれると考えられる。

ただし、無償であることが必要なため、日当や給料をもらっていたり、遺言や生前贈与により被相続人から財産をもらっていたりした場合は、無償とはいえないため、請求できないと思われる。

貢献の程度は、一定程度を超えた貢献であればよく、寄与分制度よりハードルが低くなっている。相続人が相続分に加えさらに寄与分の上乗せを求めるには相応の貢献が求められるが、相続分をもらえない親族であればそこまでの貢献は必要ないといえるためである。

仮に相続人が複数いる場合、この特別寄与料の支払いは、各相続人が相続分に応じて負担することになる。

2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行され、施行日以後の相続から適用される。

図表1 特別寄与料制度（イメージ図）

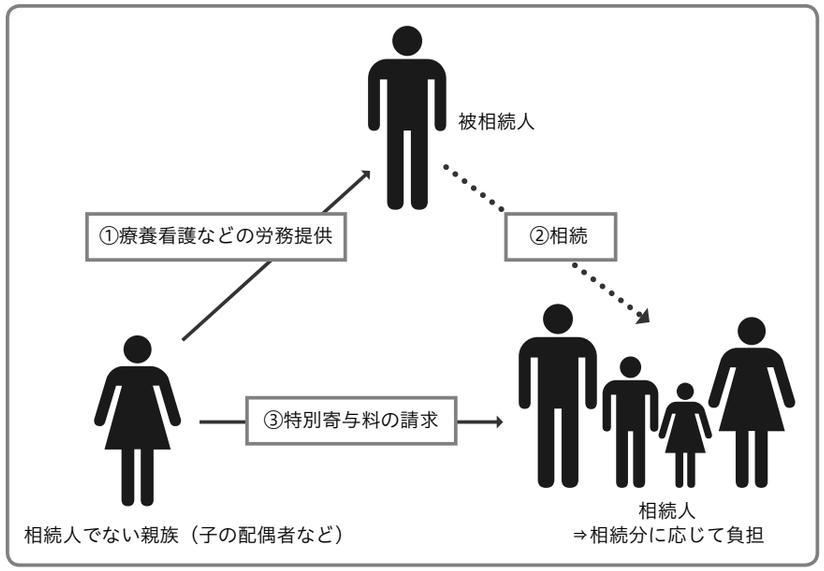

（出所）大和総研作成

図表2 寄与分制度との比較

	寄与分制度	特別寄与料制度
請求できる人	法定相続人 （配偶者、子、父母、兄弟姉妹など）	6親等内の血族 3親等内の姻族
貢献の内容	労務の提供・財産上の給付	無償の労務の提供
貢献の程度	相続人に通常期待される程度を超えた高度な貢献が必要	一定程度を超えた貢献であればよい
請求の方法	遺産分割の際、相続分に上乗せ	相続人に対して請求
請求の手続	遺産分割の手続の中で主張	協議、調停、審判

（出所）大和総研作成

Ⅳ 改正が実務に与える影響

被相続人の息子の妻による介護などの典型的なケースにおいて、その貢献が正当に報われることになる意義は大きい。他方で、相続人への金銭的な請求がされることで、親族の間にわだかまりが起こることは避けがたく、紛争が長期化するおそれもある。

このような紛争を避けるためには、貢献に対する報酬をあらかじめ遺言で定めておくことが、改正後もなお有益といえる。

介護を誰が担うのか、その介護への金銭的な手当ての方法を含めて、あらかじめ準備しておくべきことをアドバイスするのがよいだろう。

なお、この特別寄与料に所得税や相続税が課税されるかどうかなど、税制上の扱いについては今後検討される予定であるが、施行日との関係で、来年度の税制改正に盛り込まれるものと思われる。

⑥ 預貯金の仮払い制度の創設等

Ⅰ 改正の概要

共同相続した預貯金について、遺産分割前でも各相続人が払戻し請求できる制度が創設される。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

相続が開始すると、遺産に含まれる預貯金は、遺言がない限り、共同相続人全員の共有となり、遺産分割の対象になる（項目⑭参照）。

そのため、各相続人からの払戻し請求は、遺産分割が完了するか、他の相続人全員の同意がなければ認められない。金融機関の実務では、口座名義人が死亡すると口座を凍結し、遺産分割協議書や相続人全員の同意書がない限り、原則払戻しに応じないという取扱いをしている。

こうして口座が凍結されると、葬儀費用や当面の生活費などが必要な場合でも引き出せなくなるため、特に被相続人の扶養を受けていた相続人は困窮してしまう。また、金融機関にとっても、例外的に払戻しに応じようとしても（いわゆる便宜払い）、二重払いのリスクが高くなる。

そこで、遺産分割前の払戻しを制度的に認める手当てが求められていた。

Ⅲ 改正内容

払戻しの方法として、①家庭裁判所での手続（保全処分）と、②裁判所外での手続（金融機関の窓口で払戻しを求める）の2つの方法が創設された（**図表**）。なお、これらは併用もできる。

2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行される。施行日前に発生した相続に基づいて施行日以後にする払戻しにも適用される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

相続人にとっては、遺産分割や他の相続人の同意を待たずにただちに払戻しを受けられることになり、緊急の資金融通ができる。金融機関にとっては、二重払いのリスクを避けつつ、緊急の払戻し需要に対して画一的に応じられることになる。相続人へのアドバイスでは、相続人のニーズに応じて2つの方法を使い分ける提案が求められる。

また、葬儀費用等についてあらかじめ遺言で決めておけばトラブルを避けられることには変わりはない。被相続人となる人に対するアドバイスでは、この制度はあくまでもセーフティーネットとして説明すべきだろう。

図表 払戻し方法の比較

	①裁判所での手続	②裁判所外での手続
相続人の手続	遺産分割審判・調停の中で申し立てる	直接、金融機関に払戻しを請求
払戻しの上限額	上限なし （申立額の範囲で裁判所が決定）	上限あり …（a）かつ（b）の額 （a）相続開始時の預貯金額【口座ごと】×3分の1×法定相続分 （b）金融機関ごとの上限額※
対象となる預貯金	共同相続された預貯金 （遺贈された預貯金などは対象外）	
仮払いの必要性	求められる （葬儀費用、相続債務の返済、生活費等。申立人が疎明）	求められない
遺産分割時の扱い	払い戻された預貯金は、遺産分割によってその相続人が取得したものとみなされる（相続分の計算の際に引かれる）	
メリット	払戻しの上限額なし	コスト・手間・時間がかからない
デメリット	コスト・手間・時間がかかる	払戻しの上限額あり

（※）上限額は、150万円とする案が検討されている。
（出所）大和総研作成

⑦ 一部分割

Ⅰ 改正の概要

遺産分割の方法として、遺産の一部のみを分割する「一部分割」が明文化された。

Ⅱ 改正前の内容

実務上、遺産分割協議・調停・審判においては、いずれも一部分割が認められてきたものの、法律上、明文化はされていなかった。

Ⅲ 改正内容

遺産分割協議・調停・審判において「一部分割」ができることが明文化された。

ただし、他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合は認められない。

具体的には、多額の生前贈与を受けていた相続人がおり、その贈与が特別受益として遺産分割の中で争われており、仮に認められれば、その相続人の取り分がゼロとなるようなケースが考えられる。

このようなケースで、先に一部分割でその相続人にも取り分を認めると、全部分割をした場合と比べて、他の相続人の取り分はマイナスになる。

そこで、このようなケースで一部分割をするのは、差額が代償金として支払われることが確実であるなど、最終的に適正な分割ができる明確な見通しが得られることが必要になる。

2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行され、施行日以後の相続から適用される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

改正前の実務を明文化したものであり、実務上は大きな影響はないと思われる。

アドバイスにおいては、明文化されたことでより説明しやすくなったとは言えるだろう。

また、改正後も、一部分割の審判においては、最終的に適正な分割ができるかどうかが判断されるため、特別受益の有無やその額によっては一部分割が認められない可能性もある。相談者が一部分割を希望している場合にアドバイスをするならば、特別受益や寄与分について争いがあるかどうかを把握したうえで行うことが必須といえる。

他方、この改正の議論では、一部分割への懸念も示された。

遺産のうち当事者が関心のある現金や預貯金などのみを分割し、手間がかかるうえ経済的価値の低いような不動産（例えば利用価値の低い山林や長期間空き家になっている家屋など）は分割せずに放置され、いわゆる所有者不明土地問題が拡大するおそれがある、というものである。

これに対しては、別途、遺産分割手続に一定の期間制限を設ける案が法務省で検討されている。

現行、遺産分割手続に期間制限はない（改正後も同じ）。期間制限がないといつまでも分割がされず、遺産の共有状態が長期間続きかねない。

この案では、相続人は相続開始後10年の間に遺産分割協議で合意するか、審判・調停の申立てをすることが求められる。仮にこの期限を過ぎた場合は法定相続分（または指定相続分）に従って分割がされたものとみなすことを提案している。

⑧ 遺贈の担保責任等

Ⅰ 改正の概要

実際に遺贈の内容を実行する「遺贈義務者」は、相続開始時の状態で財産を引き渡せばよいとした。いわゆる債権法（民法等の債権関係）の改正を受けた見直しである。

Ⅱ 改正前の内容

遺贈義務者（通常、相続人）は、遺贈の対象とされた財産について、受遺者（遺贈を受けるもの）へ引き渡す義務を負っている。

そして、その財産が不特定物（他から調達できるような物。例えば、新車一台）の場合には、遺贈義務者は特に2つの義務を負うこととされていた。

1つ目は、遺贈義務者が受遺者に財産を引き渡した後に、その財産の所有者から返還請求を受けて取り戻されてしまった場合である。このとき、遺贈義務者は受遺者に対して、損害賠償の責任を負う。

2つ目は、財産に瑕疵（キズ）があった場合である。このとき、遺贈義務者はそのような瑕疵のない物を受遺者に引き渡さなければならない。

これに対して、遺言者が不動産を遺贈したところ、遺言者が死亡した時点で、その不動産に他の者の抵当権が設定されていた場合や、賃借権が付いていた場合などは、原則、遺贈義務者はその抵当権等を消滅させる必要はない。遺言者の意思としては、自分自身が死亡した時点の現状で、財産を残したいものと考えられるためである。

Ⅲ 改正内容

遺贈義務者は、不特定物か否かを問わず、「相続開始時の状態」で引渡し（または権利の移転）をすればよいことになった。

前述の抵当権等が付いた不動産についても、改正前と同じく、原則として遺贈義務者はそのまま引き渡せばよく、抵当権等を消滅させる必要はない。

2020年4月1日（改正債権法の施行日）に施行され、施行日以後の遺贈から適用される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

遺贈義務者の担保責任について、実質的に軽減するものといえる。

ただし、実際に担保責任が適用される場面は限定的であり、実務に与える影響は少ないと思われる。

⑨ 遺言執行者の権限の明確化等

Ⅰ 改正の概要

遺言執行者の権限・義務が明確化されたほか、遺産の無断売却など遺言執行の妨害にあたる行為について、その効力が見直された。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

(a)遺言執行者の権限・義務

遺言執行者は、相続人の代理人とみなされ、「相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務」を有するとされている。

このように包括的な権限が認められているものの、具体的にどのような権限が含まれるのかについては明文の規定はなく裁判例によっており、明確でなかった。

例えば、預金を遺言にしたがって相続人に分けるために、遺言執行者が払戻しを求めることができるかなどについては裁判所の判断が分かれていた。

(b)遺言執行妨害行為の効力

遺言執行者がいるにもかかわらず、相続人が遺産の一部を無断で売却してしまうケースがある。

このような遺言執行を妨害する行為の効力については、誰に対する行為であっても「絶対的に無効」となる（判例）。

そのような事情を知らない買主への売却であっても、売買契約は例外なく無効となる。取引の安全より、遺言者の意思を実現することが重視されていた。

(c)遺言執行者の復任権

遺言執行者がその任務を委任（復任）するには原則「やむを得ない事由」が必要とされるが、専門家に復任したい等のニーズから、要件を緩和すべきとの指摘があった。

Ⅲ 改正内容

(a)遺言執行者の権限・義務

遺言執行者の個別の権限が規定され、明確になった。例えば、「相続させる遺言」がある場合には、相続人が対抗要件を備えるための行為（債権の通知や動産の引渡しなど）や預貯金の払戻しができる。預貯金の全部がその遺言の対象とされた場合に限って契約自体の解約ができることとされた。

(b)遺言執行妨害行為の効力

例えば、無断売却のケースでは、売買契約は原則として無効であるものの、執行妨害であることを「知らない（善意）」買主に対しては、無効を主張できないことになった。そのような買主との関係では有効な契約として扱われ、取引の安全が守られる。

(c)遺言執行者の復任権

遺言執行者は原則自己の責任で復任ができることとされ、「やむを得ない事由」が不要になった。「やむを得ない事由」がある場合は責任の範囲が限定される。

いずれも2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

遺言執行者は権限が明確化されたことや復任がしやすくなったことで執行がしやすくなるだろう。

他方、相続人による遺産の無断売却などで流出した財産が取り戻せない場合には、遺言執行者自身の財産の管理責任などが問われる可能性もあり、より慎重な執行が求められると思われる。

⑩ 遺産分割前に処分された財産の扱い

Ⅰ 改正の概要

相続開始後、遺産分割前に処分された遺産についても、「みなし遺産」として遺産分割の対象にでき、処分がなかった場合と同じ結果を実現できる。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

遺産分割の対象となる遺産の範囲は、遺産分割時に存在する財産に限定されている。

そのため、相続開始後、遺産分割前に共同相続人の1人などが遺産の一部を売却等で処分してしまった場合（いわゆる「使い込み」）、その処分された遺産を除いた遺産について分割することになる。

その結果、処分した相続人自身は、売却代金等に加えて、それとは別に遺産分割の取り分ももらえることになり、他の相続人との関係で不公平な結果が生じることになる。

また、処分された遺産について他の相続人が不当利得等を主張して争おうとすると、家庭裁判所における遺産分割手続とは別に、地方裁判所に民事訴訟を起こす必要があり、訴訟の負担が重いという問題もあった。

Ⅲ 改正内容

共同相続人全員の同意があれば、遺産分割前に処分された遺産についても、遺産とみなして（「みなし遺産」）、遺産分割の対象とすることができる。

この同意については、共同相続人の1人が処分をした場合には、その相続人以外の同意で足りる。

処分された遺産を含めて遺産分割ができるため、処分がなかった場合と同じ結果を実現できる。

また、遺産分割手続で一体的に審理できるため、訴訟の負担も軽減される。

2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行され、施行日以後の相続から適用される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

遺産分割前に処分された遺産についても遺産分割手続において判断できることから、遺産をめぐる争いを一体的に解決できる一方で、処分の有無や、誰が処分したかについて争われるため、遺産分割手続自体が長期化するおそれがある。

また、「みなし遺産」にできるのは、「相続開始後、遺産分割前」に処分された財産に限られる。したがって、相続開始前の使い込み、例えば、認知症となった親の財産を管理していた子の1人が、親の生前に財産を使い込んでいたような場合については、改正後においても民事訴訟で争う必要がある。

結局、「使い込み」を巡る争いは、改正後も変わらず、遺産分割を長期化・複雑化させる原因といえる。

そのため、そもそもこのような「使い込み」が起こらないように備えておくことが、改正後においても重要といえる。

アドバイスとしては、生前から相続に備えて財産状況を把握しておくことのほか、財産を処分する必要が生じた場合には、後々使い込みを主張されないよう、使途や他の者の同意を明らかにする証拠を残しておくことなどが考えられるだろう。

⑪ 遺留分減殺請求の見直し

Ⅰ 改正の概要

遺留分の請求が金銭での請求に一本化された。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

遺留分とは、法定相続人（兄弟姉妹を除く）に限って認められる、最低限の遺産の取り分をいう。

遺留分を請求できる者（遺留分権利者）から、遺留分を求める請求（遺留分減殺請求）がされると、遺留分を侵害している生前贈与などは、侵害の限度で効力を失い、その財産は遺留分権利者のものとなる。

このように、遺留分侵害に対しては、財産そのもので返還（現物返還）されるのが原則であり、例外的に金銭を支払うことも選択できる（価額弁償）。

現物返還では、例えば不動産が受贈者と遺留分権利者との共有になるなど、複雑な共有関係が生じることがある。

このように利害が対立している者の間で共有関係が生じると、その関係を解消するために共有相手の持分を買おうとしても合意が得られにくく、別途の手続（共有物分割請求）が必要になるなど、権利の処理がスムーズにいかないという問題があった。

また、事業承継においては、事務所や在庫などの事業用財産が先代経営者から後継者に承継されるが、これが結果的に後継者以外の相続人の遺留分を侵害してしまうことがある。

遺留分減殺請求がされると、事業用財産が遺留分権利者との共有になるため、後継者が財産を担保に入れたり売却したりして資金調達するのにも同意が必要になり、経営に影響するおそれがある。また、自社株式に対して減殺請求がされると経営権が分散されるため、承継の目的が達成できなくなる問題も指摘されていた。

Ⅲ 改正内容

遺留分権利者は、遺留分侵害額に相当する金銭のみの請求（遺留分侵害額請求）ができるものとされ、効力が抜本的に見直されることとなった。

金銭の調達が難しい場合に配慮して、裁判所に請求することで、一定期間の支払いの猶予を受けられる手当てが設けられている。

最終的にはケースごとの裁判所の判断によるものの、遺産自体の売却が難しく資力も不十分な者について、その者が調達に通常かかる期間、支払いが猶予されるものと考えられる。また複数の猶予期間を設けることで、事実上の分割払いが認められる余地もあると思われる。

2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行され、施行日以後の相続から適用される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

金銭請求に一本化されたことで、前述のような共有関係から生じる問題は起こらなくなる。他方で、遺留分権利者にとっては請求がしやすくなったことから、遺留分を巡るトラブルが起こりやすくなると考えられる。

被相続人となる人へのアドバイスにおいては、遺留分を侵害しないような分け方とすることが、これまで以上に重要になると思われる。

⑫ 遺留分の算定方法の見直し

Ⅰ 改正の概要

遺留分の計算上算入される贈与の範囲などが見直された。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

(a)相続人への生前贈与の範囲

遺留分の減殺対象となる贈与財産の範囲には、相続開始時の財産（遺贈・死因贈与の財産を含む）のほか、一定の生前贈与の財産が含まれる。

この生前贈与された財産の範囲は、受贈者が相続人以外の場合は相続開始前1年間の贈与に限定されるが、相続人への贈与には限定はなく、すべての期間に贈与されたものが対象になる。

そのため、相続開始より何十年も前に贈与されていた財産も、減殺の結果、遺留分権利者に取り戻される事態も生じうるため、受贈者にとって不安定な権利となる問題があった。

(b)その他

遺留分侵害額の請求をされた者が、遺留分権利者が支払うべき相続債務を代わりに支払っていた場合でも、遺留分の計算では考慮されなかった。そのため遺留分権利者にいったん侵害額を支払い、改めて肩代わり分を請求する必要があった。

また、遺留分の算定方法は明文化されていなかった。

Ⅲ 改正内容

(a)相続人への生前贈与の範囲

改正後は、遺留分権利者は侵害額の金銭請求をすることになる（項目⑪）。この侵害額の計算の際に算入される贈与について、相続開始前10年間の贈与」かつ「特別受益にあたる贈与」に限定することとされた。

特別受益には結婚や生活費など相続財産の前渡しとみられる贈与が広く含まれるが、算入される生前贈与の期間や内容を改正前より限定するものといえる。

ただし、当事者双方が遺留分を侵害することを知りながらした贈与は、改正前と同じく、すべての期間のものが算入される。

(b)その他

肩代わりした債務が侵害額の計算時に考慮されるほか、遺留分の算定方法が明文化された。

いずれも2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行され、施行日以後の相続から適用される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

(a)相続人への生前贈与の範囲

算入される生前贈与の範囲が限定され、生前贈与がしやすくなるとも思われるが、遺留分の侵害を認識していた場合はこれまで同様、すべての贈与が算入される。

そのため10年が経過した贈与でも、遺留分侵害額としてカウントされる可能性がある。一般的に、相続人は被相続人の財産状況を把握しやすく、遺留分の侵害を知っていたと判断されやすいと思われる。

アドバイスを行う際には、遺留分を侵害しないよう、なお慎重に検討することが重要である。

(b)その他

相続債務は、遺留分の争いの中で一体的に処理できることになり、簡便になった。

遺留分の算定方法については実務を明文化したものであり、特段大きな影響はないと思われる。

⑬ 権利／義務の承継に関する見直し

Ⅰ 改正の概要

(a)権利の承継に関しては、法定相続分を超えて財産を取得した場合、取得方法を問わず、すべて対抗要件が必要になった。

(b)義務の承継に関しては、法定相続分に応じて各相続人に請求できることが明文化された。

Ⅱ 改正前の内容（改正前の問題点）

(a)権利の承継

相続人が法定相続分を超えて相続財産を取得した場合、その取得を第三者（例えば、他の相続人からその財産を買い受けた者や、被相続人の債権者など）に主張するために、登記などの対抗要件が必要かどうかについては、財産の取得方法によって取扱いが分かれていた。

遺産分割の場合は対抗要件が必要であるが、相続分の指定や遺産分割方法の指定（いわゆる「相続させる」遺言）の場合は対抗要件が不要とされており（判例）、後者では、相続人は特段、登記などの手続きを急ぐ必要はない。

例えば、相続人が子AとBの2人（相続分は各2分の1）、相続財産が不動産、遺言が「Aにすべて相続させる」というものであった場合に、Aの登記より前にBがその不動産を第三者Cに売却したケースでも、Aは不動産の全部の取得を主張できる。

(b)義務の承継

相続財産のうちマイナスの財産（相続債務）については、各相続人が法定相続分で承継する取扱いがされている（判例）。

Ⅲ 改正内容

(a)権利の承継

取得方法を問わず、法定相続分を超える権利を主張するためには、すべて対抗要件が必要になった。これまで不要だった相続分の指定や遺産分割方法の指定でも、登記等が必要になる。

前述のケースでは、Aは法定相続分を超える部分（2分の1）については、権利取得を主張できない。その結果、不動産はAとCで2分の1ずつ共有することになる。

なお、預貯金や貸金などの債権については、債務者（預金であれば金融機関）への「通知」が対抗要件とされるが、複数の相続人がいる場合の通知方法が簡素化されることとなった。

すなわち、相続人の1人が遺言や遺産分割の内容を示したうえで債務者に通知すれば、相続人全員が対抗要件を備えたことになる。

(b)義務の承継

従来の取扱いを明文化する。

いずれも2019年7月12日までの政令で定める日（未定）に施行される。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

(a)権利の承継

対抗要件が必須となるため、相続登記等に関するアドバイスが重要になる。これまで相続では登記不要のケースがあったことから登記に対する意識が薄い相続人も多いと思われ、適切なアドバイスが求められる。法定相続情報証明制度（項目⑮）に関するアドバイスも有益だろう。

(b)義務の承継

従来の取扱いの明文化であり、実務上の影響は少ないが、アドバイスにおいて説明しやすくなるだろう。

⑭ 相続預金の取扱いに関する判例変更

Ⅰ 判例変更の概要

最高裁は、相続預金についての従来の判例を変更し、共同相続された普通預金等は遺産分割の対象になるとした（2016年12月19日、2017年4月6日）。

Ⅱ 判例変更前の内容

従来の判例では、名義人が死亡して相続が開始すると、預貯金は当然に法定相続分によって分割相続され、相続人全員の合意がない限り、遺産分割の対象にはならないとされてきた。

生前贈与を受けていない相続人がおり、めぼしい相続財産が預貯金のみであるケースでは、相続人間の公平が図れない。

図表の「判例変更前の取扱い」のとおり、Cが不動産を取得しても合計約2150万円にしかならず、生前贈与分約5500万円を合わせて約7400万円取得するBと比べて、公平を欠く結果となる。

Ⅲ 判例変更の内容

共同相続された一定の預貯金について、相続開始により当然に法定相続分に従って分割相続されることはないとした。

つまり、預貯金は相続開始により共同相続人の共有となり、遺産分割を経て、各相続人が承継する。

図表のケースでは、Cが預貯金、不動産すべてを取得するなら、合計約4050万円を取得でき、不公平がある程度解消できることになる。

Ⅳ 判例変更が実務に与える影響

遺産分割が終わるまでは、各相続人は法定相続分に応じた預貯金の払戻しを受けられなくなり、葬儀費用等、緊急な払戻しの必要がある場合に困ることとなる。

これに対応するため、遺産分割前の預貯金の仮払い制度（項目⑥）が、今回の相続法改正で設けられるに至った。

図表 判例変更前後の取扱いの比較例

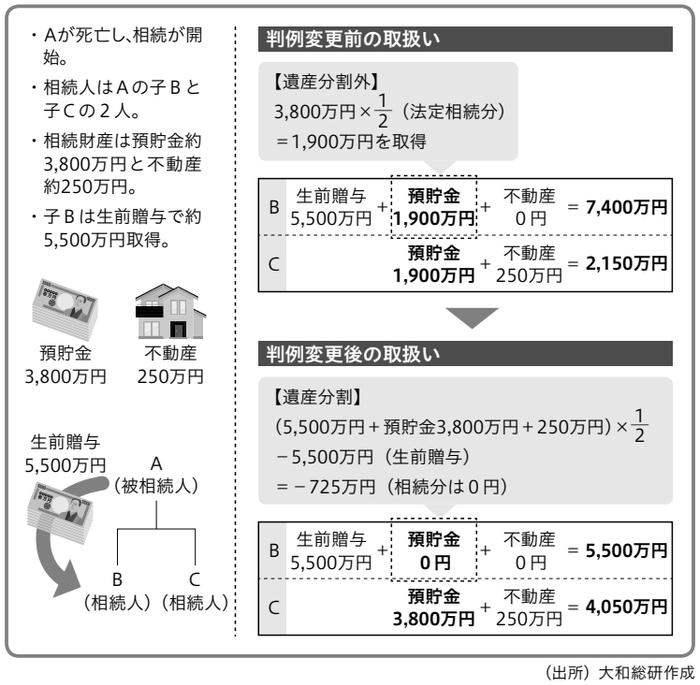

（出所）大和総研作成

⑮ 法定相続情報証明制度

Ⅰ 制度の概要

法定相続情報証明制度で取得した書面を、戸籍の代わりに各種の相続手続に利用できる。

Ⅱ 制度導入前の内容（導入前の問題点）

相続手続では、被相続人の「相続財産」のほか「法定相続人」を明らかにする必要がある。そのため、相続税の申告や相続登記の際、被相続人の「戸籍謄本」等の提出が求められる。

これは、すべての法定相続人を明らかにするためのものであることから、被相続人が生まれてから亡くなるまでの一連の戸籍謄本等の束を用意しなければならない。また、謄本等は「原本」である必要がある。

したがって、相続人は、相続税の申告や預貯金の払戻し、不動産の移転登記などの手続ごとに、戸籍謄本等の束を提出し、返却を受けてから次の手続に移るか、手続を同時並行するためには束を複数セット用意する必要があり、時間や費用の面で負担が大きかった。

Ⅲ 制度の内容

2017年5月から、相続人が法務局（登記所）に一定の書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する「法定相続情報証明制度」が導入された（**図表**）。

具体的には、まず相続人（またはその代理人）は、被相続人の一連の戸籍謄本等のほか、住民票の除票などを用意して「法定相続情報一覧図」を作成する。

この一覧図を法務局に提出しておけば、5年間、その一覧図の写し（法務局の認証文付き）の交付を無料で受けられ、戸籍謄本等の束の代わりに使うことができる。

2018年度税制改正で利用範囲が拡大され、2018年4月以後、一定の形式のものに限り、相続税の申告書の添付書類としても利用できるようになった。相続人の住所を記載すれば、相続登記において相続人の住民票の写し等の代わりにも使える。

Ⅳ 改正が実務に与える影響

相続登記、預金払戻しのほか、相続税の申告手続での利用も可能になり、相続人にとってメリットは大きい。アドバイス時には、制度の説明が必須といえる。

なお、相続税の申告手続に利用できる形式が限定されている点には注意が必要だ。

図表 法定相続情報証明制度（イメージ図）

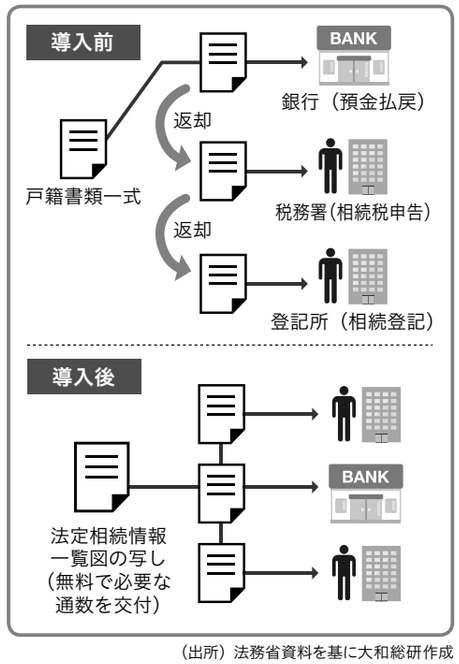

（出所）法務省資料を基に大和総研作成